

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 5年12月20日	第233号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目 次	次	ページ
条 例		
○ 名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例	(ス市・地域振興課)	(第44号) 5
規 則		
○ 名古屋市理容師法施行細則等の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第92号) 7
○ 保健所長委任規則及び食肉衛生検査所長委任規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第93号) 36
○ 名古屋市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則	(ス市・地域振興課)	(第94号) 38
告 示		
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第611号) 42
○ 市民緑地設置管理計画の変更の認定について	(緑土・緑地維持課)	(第612号) 43
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・東山総合公園管理課)	(第613号) 45
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第614号) 46
○ 指定納付受託者の指定	(観光・名古屋城総合事務所)	(第615号) 53
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第616号) 54
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第617号) 58
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第618号) 61
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第619号) 63
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第620号) 64
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第621号) 65

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第622号)	66
○ 生活保護法による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第623号)	68
○ 財政事情及び公営企業の業務状況の公表	(財政・財政課)	(第624号)	70

達

○ 副市長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第34号)	78
○ 区長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第35号)	79

人 事 委 員 会 規 則

○ 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則		(第13号)	80
----------------------------------	--	--------	----

公 告

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)		81
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)		82
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)		83
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)		84
○ 特定空家等の措置に関する公告	(ス市・地域振興課)		85
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)		87

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例（第44号）
 - 1 改正内容
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第 127号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条から第 5条及び第 9条関係）
 - 2 施行期日
空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。
-

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市理容師法施行細則等の一部を改正する規則（第92号）
 - 1 改正内容
生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5年法律第52号）による旅館業法（昭和23年法律第 138号）等の一部改正に伴い、規定の整備を行います。
 - 2 施行期日
令和 5年12月13日から施行します。

- 保健所長委任規則及び食肉衛生検査所長委任規則の一部を改正する規則（第93号）
 - 1 改正内容
旅館業法（昭和23年法律第 138号）の改正等に伴い、規定を整備します。（保健所長委任規則本則第32号、本則第67号関係及び食肉衛生検査所長委任規則本則第10号関係）
 - 2 施行期日
令和 5年12月13日から施行します。

- 名古屋市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則（第94号）

- 1 改正内容

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第 127号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3条から第 5条、第 7条、第13条、第14条及び第 1号様式から第 6号様式関係）

- 2 施行期日

令和 5年12月13日から施行します。

達 の あ ら ま し

- 副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第34号）

- 1 改正内容

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第 127号）の改正に伴い、規定を整備します。（別表第 2関係）

- 2 施行期日

令和 5年12月13日から施行します。

- 区長以下代決規程の一部を改正する規程（第35号）

- 1 改正内容

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第 127号）の改正に伴い、規定を整備します。（別表第 2関係）

(2) 旅館業法（昭和23年法律第 138号）の改正に伴い、規定を整備します。（別表第 4関係）

- 2 施行期日

令和 5年12月13日から施行します。

名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月13日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市条例第44号

名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市空家等対策の推進に関する条例（平成26年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 この条例において「管理不全空家等」とは、法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

第3条中「ものとする」を「とともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第4条中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第5条第1項中「特定空家等」の次に「又は管理不全空家等」を加える。

第9条の見出し中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加え、同条第1項中「特定空家等」の次に「又は管理不全空家等」を加え、「第14条第1項」を「第13条第1項及び第2項又は法第22条第1項」に改め、同条第2項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(名古屋市空家等対策審議会条例の一部改正)

- 2 名古屋市空家等対策審議会条例（平成26年名古屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

名古屋市理容師法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年12月12日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第92号

名古屋市理容師法施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市理容師法施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市理容師法施行細則(昭和30年名古屋市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第 1号様式(裏)を次のように改める。

(裏)

(併せて提出する書類)

- 1 付近見取図並びに平面図及び機械器具等の配置図
- 2 理容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性
疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 管理理容師を置く場合は、その資格を証明する書類
- 4 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に
規定する国籍等を記載したものに限る。）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第 5号様式（表）中

「相続
合併
分割」を「譲渡
相続
合併
分割」に改め、「電話番号」及び

「

管 理 理 容 師	氏 名	
	住 所	
	講習修了証	年 月 日 第 号

」

を削り、

「

被 相 続 人
 (法人の場合は、合併により
 消滅した法人又は分割前の
 法人の名称、主な事務所の
 所在地及び代表者の氏名)

」

「

営業を譲渡した
 者又は被相続人
 (法人の場合は、営業を譲渡
 した法人、合併により消滅
 した法人又は分割前の法人
 の名称、主な事務所の所在
 地及び代表者の氏名)

」

を

に、「相続開始（法人の

場合は、合併又は分割)」を「承継」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

(併せて提出する書類)

1 譲渡の場合は、次の書類

(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

2 相続の場合は、次のいずれかの書類

(1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本

(2) 不動産登記規則第 247条第 5項の規定により交付を受けた同条第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

3 相続人が 2人以上ある場合で、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された方は、その全員の同意書

4 合併の場合は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

5 分割の場合は、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

(名古屋市美容師法施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市美容師法施行細則（昭和33年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式（裏）を次のように改める。

(裏)

(併せて提出する書類)

- 1 付近見取図並びに平面図及び機械器具等の配置図
- 2 美容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性
疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 管理美容師を置く場合は、その資格を証明する書類
- 4 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に
規定する国籍等を記載したものに限る。）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第 5号様式（表） 中

「相続
合併
分割」 を 「譲渡
相続
合併
分割」 に改め、「電話番号」及び

「

管 理 美 容 師	氏 名	
	住 所	
	講習修了証	年 月 日 第 号

」

を削り、

「

被 相 続 人
 (法人の場合は、合併により
 消滅した法人又は分割前の
 法人の名称、主な事務所の
 所在地及び代表者の氏名)

」

「

営業を譲渡した
 者又は被相続人
 (法人の場合は、営業を譲渡
 した法人、合併により消滅
 した法人又は分割前の法人
 の名称、主な事務所の所在
 地及び代表者の氏名)

」

を

に、「相続開始（法人の

場合は、合併又は分割)」を「承継」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

(併せて提出する書類)

1 譲渡の場合は、次の書類

(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

2 相続の場合は、次のいずれかの書類

(1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本

(2) 不動産登記規則第 247条第 5項の規定により交付を受けた同条第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

3 相続人が 2人以上ある場合で、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された方は、その全員の同意書

4 合併の場合は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

5 分割の場合は、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

(名古屋市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第 3条 名古屋市クリーニング業法施行細則 (昭和25年名古屋市規則第66号)
の一部を次のように改正する。

第 1号様式 (裏) 中

「

クリーニング業法第 5条第 1項の届出を した営業者から当該 営業を譲り受けたこ とを証する旨	
---	--

及

」

「 (省略できる記載事項及び提出書類)

クリーニング業法第 5条第 1項の届出をした営業者から当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した場合は、次に掲げる記載事項及び提出書類の内容に変更がないときは、その記載及び添付を省略することができます。

- 1 構造設備の概要
- 2 クリーニング師の氏名、住所、生年月日並びに登録番号及び年月日
- 3 従事者の氏名
- 4 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、その旨並びに洗濯を行うクリーニング所の名称及び所在地
- 5 クリーニング業法第 3条第 3項第 5号に規定する洗濯物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨
- 6 併せて提出する書類 4に記載する書類

を削る。

第 1号様式の 2 (裏) を次のように改める。

(裏)

(併せて提出する書類)

- 1 他にクリーニング所を開設しているときは、その営業所の名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名
- 2 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名
- 3 洗濯物の処理を他管区内のクリーニング所で行う場合は、そのクリーニング所が営業していることを確認できる書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第 5号様式（表） 中

「相続
合併
分割」 を 「譲渡
相続
合併
分割」 に、

「

クリーニング所 無店舗取次店	名 称	
	所在地又は 営業区域	電話番号
無店舗取次店の 業務用車両	保管場所	
	自動車登録 番号又は 車両番号	

」

を

「

クリーニング所 又は 無店舗取次店	名 称	
	所 在 地 又は 無店舗取次 店の業務用 車両の保管 場所及び自 動車登録番 号若しくは 車 両 番 号	

」

に、

被 相 続 人 (法人の場合は、合併により 消滅した法人又は分割前の 法人の名称、主な事務所の 所在地及び代表者の氏名)	を	営 業 を 譲 渡 し た 者 又 は 被 相 続 人 (法人の場合は、営業を譲渡 した法人、合併により消滅 した法人又は分割前の法人 の名称、主な事務所の所在 地及び代表者の氏名)	に、「相続開始（法
--	---	---	-----------

」

人の場合は、合併又は分割)」を「承継」に改め、同様式（裏）を次のよう
に改める。

(裏)

(併せて提出する書類)

- 1 譲渡の場合は、営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 相続の場合は、次のいずれかの書類
 - (1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本
 - (2) 不動産登記規則第 247条第 5項の規定により交付を受けた同条第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 3 相続人が 2人以上ある場合で、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された方は、その全員の同意書
- 4 合併の場合は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- 5 分割の場合は、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- 6 他にクリーニング所を開設しているときは、その営業所の名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名
- 7 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

(名古屋市興行場法施行細則の一部改正)

第 4条 名古屋市興行場法施行細則(昭和35年名古屋市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第 1号様式(表) 中

「

興行場営業を譲り受けた ことを証する旨	
------------------------	--

」

を削り、同様式(裏) 中

「(省略できる記載事項及び提出書類)

興行場営業を譲り受けたことを証する旨を記載した場合は、次に掲げる記載事項及び提出書類の内容に変更がないときは、その記載及び添付を省略することができます。

- 1 興行場の電話番号
- 2 興行場の種別
- 3 管理者の住所、氏名及び生年月日
- 4 衛生責任者の住所及び氏名
- 5 興行場の構造設備の概要
- 6 入場者定員
- 7 併せて提出する書類 2 (各階平面図を除く。) 又は 4に記載する書類

」

を削る。

第 4号様式(表) 中

「相続合併分割」を「譲渡相続合併分割」に改め、「電話番号」及び

管 理 者	住 所	
	氏 名	年 月 日生
衛 生 責 任 者	住 所	
	氏 名	

を削り、

<p>被 相 続 人 (法人の場合は、 合併により消 滅した法人又 は分割前の法 人の名称、事 務所所在地及 び代表者の氏 名)</p>	を	<p>興行場営業を譲 渡した者又は被 相続人 (法人の場合は、興行場営業 を譲渡した法人、合併によ り消滅した法人又は分割前 の法人の名称、事務所所在 地及び代表者の氏名)</p>	に、「相続開始（法人の場合
--	---	---	---------------

は、合併又は分割) 」を「承継」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

(併せて提出する書類)

1 譲渡の場合は、次の書類

(1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

2 相続の場合は、次のいずれかの書類

(1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本

(2) 不動産登記規則第 247条第 5項の規定により交付を受けた同条第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

3 相続人が 2人以上ある場合で、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された方は、その全員の同意書

4 合併の場合は、合併後存続する法人又は合併により設立した法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

5 分割の場合は、分割により興行場営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

(名古屋市旅館業法施行細則の一部改正)

第 5条 名古屋市旅館業法施行細則(昭和34年名古屋市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第 2条各号を次のように改める。

- (1) 法第 3条第 1項の規定に基づく許可 営業許可申請書(第 1号様式)
- (2) 法第 3条の 2第 1項の規定に基づく承認 営業承継承認申請書(第 1号様式の 2)
- (3) 法第 3条の 3第 1項又は第 3条の 4第 1項の規定に基づく承認 営業承継承認申請書(第 1号様式の 3)

第 3条及び第 4条を次のように改める。

(手数料)

第 3条 前条の規定により、営業許可申請書又は営業承継承認申請書を提出する場合においては、名古屋市保健衛生関係手数料条例(平成12年名古屋市条例第47号)に定める手数料を添えなければならない。

(許可書等)

第 4条 保健所長が次の各号に掲げる許可又は承認をしたときは、当該各号に掲げる許可書又は承認書を交付する。

- (1) 第 2条第 1号に規定する許可 営業許可書(第 2号様式)
- (2) 第 2条第 2号に規定する承認 営業承継承認書(第 2号様式の 2)
- (3) 第 2条第 3号に規定する承認 営業承継承認書(第 2号様式の 3)

2 次の各号に掲げる通知書は、当該各号に掲げる様式とする。

- (1) 法第 3条第 5項の規定による不許可通知書 第 3号様式
- (2) 法第 3条の 2第 2項において準用する法第 3条第 5項の規定による承継不承認通知書 第 3号様式の 2
- (3) 法第 3条の 3第 2項又は第 3条の 4第 3項において準用する法第 3条第 5項の規定による承継不承認通知書 第 3号様式の 3

第 5条を削り、第 6条を第 5条とし、第 7条を第 6条とし、第 8条を第 7条とする。

第 1号様式(表)中 「旅館・ホテル
簡易宿所営業」を「旅館業」に改め、
下 宿

旅館業を譲り受けた ことを証する旨	
----------------------	--

削り、同様式（裏）中

「（省略できる記載事項及び提出書類）

旅館業を譲り受けたことを証する旨を記載した場合は、次に掲げる記載事項及び提出書類の内容に変更がないときは、その記載及び添付を省略することができます。

- 1 営業施設の電話番号
- 2 営業の種別
- 3 管理者の住所、氏名及び生年月日
- 4 営業施設が旅館業法施行規則第 5条第 1項に該当するときは、その内容
- 5 営業施設の構造設備の概要
- 6 併せて提出する書類 2（各階平面図を除く。）又は 3から 5までに記載する書類

削る。

第 1号様式の 2（表）中 「旅館・ホテル
簡易宿所営業
下 宿」 を「旅館業」に改め、「電話番
号」及び

管 理 者	住 所	
	氏 名	年 月 日生

を削り、同様式を第 1号様式の 3とし、第 1号様式の次に次の 1様式を加える。

第 1号様式の 2 (表)

営 業 承 継 承 認 申 請 書

年 月 日

(宛先) 名古屋市保健所長

<譲受人>

住 所

氏 名

年 月 日生

〔 法人の場合は、その名称、事務
所所在地及び代表者の氏名 〕

<譲渡人>

住 所

氏 名

〔 法人の場合は、その名称、事務
所所在地及び代表者の氏名 〕

次のとおり旅館業の営業者の地位の譲渡による承継承認を申請します。

営 業 施 設 の 名 称	
営 業 施 設 の 所 在 地	
営 業 の 種 別	
譲受人が旅館業法第 3 条第 2項各号に該当す ることの有無及び該当 するときは、その内容	
譲 渡 予 定 年 月 日	

(裏)

(併せて提出する書類)

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合は、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 付近見取図（営業施設の所在地を中心とし、半径 200メートルの地域内の見取図）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 2号様式の 2中「第 条第 項」を「第 条 第 項」に改め、同様式を第 2号様式の 3とし、第 2号様式の次に次の 1様式を加える。

第 2号様式の 2

営 業 承 継 承 認 書

指 令 第 号

<譲受人>

住所

氏名

年 月 日生

<譲渡人>

住所

氏名

年 月 日申請のあった 営業については、旅館
業法第 3条の 2第 1項の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日

名古屋市保健所長

印

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種類
- 4 承認の条件

備考 1 行政不服審査法第82条第 1項及び行政事件訴訟法第46条第 1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 3号様式の 2を第 3号様式の 3とし、第 3号様式の次に次の 1様式を加える。

第 3号様式の 2

営 業 承 継 不 承 認 通 知 書

指 令 第 号

<譲受人>

住所

氏名

年 月 日生

<譲渡人>

住所

氏名

年 月 日申請のあった 営業については、旅館業法第 3条の 2第 2項において準用する同法第 3条第 5項の規定に基づき、下記の理由により承認しないので通知します。

年 月 日

名古屋市保健所長

印

記

- 1 申請施設の名称
- 2 申請施設の所在地
- 3 申請施設の種類
- 4 不承認の理由

備考 1 行政不服審査法第82条第 1項及び行政事件訴訟法第46条第 1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

(名古屋市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第 6条 名古屋市公衆浴場法施行細則（昭和35年名古屋市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 3条を削る。

第 4条中「前 2条」を「前条」に改め、同条を第 3条とし、第 5条を第 4条とし、第 6条を第 5条とし、第 6条の 2を第 6条とする。

第 1号様式（表）中

「

浴場業を譲り受けた ことを証する旨	
----------------------	--

を

」

削り、同様式（裏）中

「（省略できる記載事項及び提出書類）

浴場業を譲り受けたことを証する旨を記載した場合は、次に掲げる記載事項及び提出書類の内容に変更がないときは、その記載及び添付を省略することができます。

- 1 公衆浴場の電話番号
- 2 公衆浴場の種類
- 3 管理者の住所、氏名及び生年月日
- 4 営業施設の構造設備の概要
- 5 周囲の公衆浴場の名称及びそれとの距離
- 6 併せて提出する書類 2（各階平面図を除く。）又は 3から 6までに記載する書類

を

」

削る。

第 4号様式（表）中

「相続
合併
分割」を「譲渡
相続
合併
分割」に改め、「電話番号」及び

「

公衆浴場の種類		
管理者	住所	
	氏名	年 月 日生

」

を削り、

「

被相続人
 (法人の場合は、
 合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名)

を

「

浴場業を譲渡した者又は被相続人
 (法人の場合は、浴場業を譲渡した法人、合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名)

に、「相続開始（法人の場合

」

」

は、合併又は分割)」を「承継」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

(併せて提出する書類)

1 譲渡の場合は、次の書類

(1) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

2 相続の場合は、次のいずれかの書類

(1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本

(2) 不動産登記規則第 247条第 5項の規定により交付を受けた同条第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

3 相続人が 2人以上ある場合で、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された方は、その全員の同意書

4 合併の場合は、合併後存続する法人又は合併により設立した法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

5 分割の場合は、分割により浴場業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

(名古屋市食品衛生法等施行細則の一部改正)

第 7条 名古屋市食品衛生法等施行細則(昭和31年名古屋市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第 9条後段を削る。

第12条中「許可営業者」を「営業の許可を受けた者(以下「許可営業者」という。)」に改める。

(名古屋市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第 8条 名古屋市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成 3年名古屋市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第 6号様式中

「相続
合併
分割」を「譲渡
相続
合併
分割」に、

「 1 相続の場合は、被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本

2 相続人が 2人以上ある場合で、その全員の同意により食鳥処理業者の地位を承継すべき相続人として選定された方は、その全員の同意書

3 合併の場合は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

4 分割の場合は、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

5 その他食肉衛生検査所長が必要と認める書類

を

」

- 「 1 譲渡の場合は、営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 相続の場合は、次のいずれかの書類
- (1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本
- (2) 不動産登記規則第 247条第 5項の規定により交付を受けた同条第 1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 3 相続人が 2人以上ある場合で、その全員の同意により食鳥処理業に者の地位を承継すべき相続人として選定された方は、その全員の同意書
- 4 合併の場合は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- 5 分割の場合は、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- 6 その他食肉衛生検査所長が必要と認める書類 」
- 改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5年12月13日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に営業を譲り受けた者に対する第 1条の規定による改正後の名古屋市理容師法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に営業を譲り受けた者に対する第 2条の規定による改正後の名古屋市美容師法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に営業を譲り受けた者に対する第 3条の規定による改正後の名古屋市クリーニング業法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に興行場営業を譲り受けた者に対する第 4条の規定による改正後の名古屋市興行場法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に旅館業を譲り受けた者に対する第 5条の規定による改正後の名古屋市旅館業法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に浴場業を譲り受けた者に対する第 6条の規定による改正後の名古屋市公衆浴場法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

- 8 施行日前に営業を譲り受けた者に対する第 7 条の規定による改正後の名古屋市食品衛生法等施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。
- 9 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている届及び申請書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 10 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

保健所長委任規則及び食肉衛生検査所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年12月12日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第93号

保健所長委任規則及び食肉衛生検査所長委任規則の一部を改正する規則

(保健所長委任規則の一部改正)

第 1 条 保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

本則第32号中「及び第 3 条の 3」を「から第 3 条の 4 までの規定」に改める。

本則第32号の 5 中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

本則に次の 1 号を加える。

- (67) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第52号）附則第 3 条第 1 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項による調査に関すること。

(食肉衛生検査所長委任規則の一部改正)

第2条 食肉衛生検査所長委任規則（昭和45年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- (10) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第10条第2項による調査に関すること。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

名古屋市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月13日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第94号

名古屋市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成26年名古屋市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第14条第2項」を「第22条第2項」に、「第2号様式」を「第2号様式の2」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第13条第2項に規定する勧告は、措置勧告書（第2号様式）により行うものとする。

第4条中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第5条中「第14条第5項」を「第22条第5項」に改める。

第7条第3項及び第4項中「第14条第7項」を「第22条第7項」に改める。

第13条及び第14条中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

第1号様式（裏）中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「当該職員又

は」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改める。

第2号様式中「第14条第2項」を「（以下「法」という。）第22条第2項」に改め、同様式注に次の1項を加え、同様式を第2号様式の2とする。

4 災害その他非常の場合において、法第22条第11項の規定により、緊急に代執行を行うことがあります。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第 2 号様式 (第 3 条)

第 号 年 月 日		
<h3 style="margin: 0;">措置勧告書</h3>		
氏 名 (名称及び代表者の氏名)		
名古屋市長 印		
空家等対策の推進に関する特別措置法 (以下「法」という。) 第13条第2項の規定により、次のとおり勧告します。		
勧告の内容	管理不全空家等の所在地	名古屋市 区
	勧告の理由	
	措置内容	
履 行 期 限		年 月 日
担当部署、担当者氏名及び電話番号		

注 1 この勧告に係る措置をとった場合は、遅滞なく、上記の担当者に報告してください。

2 この勧告に係る管理不全空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3に規定する住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合においては、当該敷地は、この勧告により、当該特例の対象から除外されることとなります。

3 この勧告に係る措置が履行されず、法第2条第2項に規定する特定空家等に該当することとなった場合は、必要に応じて、法第22条に基づき必要な措置をとることとなります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同様式注第2項中「第16条第1項」を「第30条第1項」に改め、同様式注第3項中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同様式注に次の1項を加える。

4 災害その他非常の場合において、法第22条第11項の規定により、緊急に代執行を行うことがあります。

第4号様式中「第14条第4項」を「第22条第4項」に改める。

第5号様式中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

第6号様式（裏）中「第14条」を「第22条」に、「15」を「17」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

名古屋市告示第 611号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年12月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市中川区露橋町字中田12番 2の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 612号

市民緑地設置管理計画の変更の認定について

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第62条第 2項において準用する同法第61条第 5項の規定に基づき、市民緑地設置管理計画の変更の認定及び当該認定に係る市民緑地の区域を次のとおり告示します。

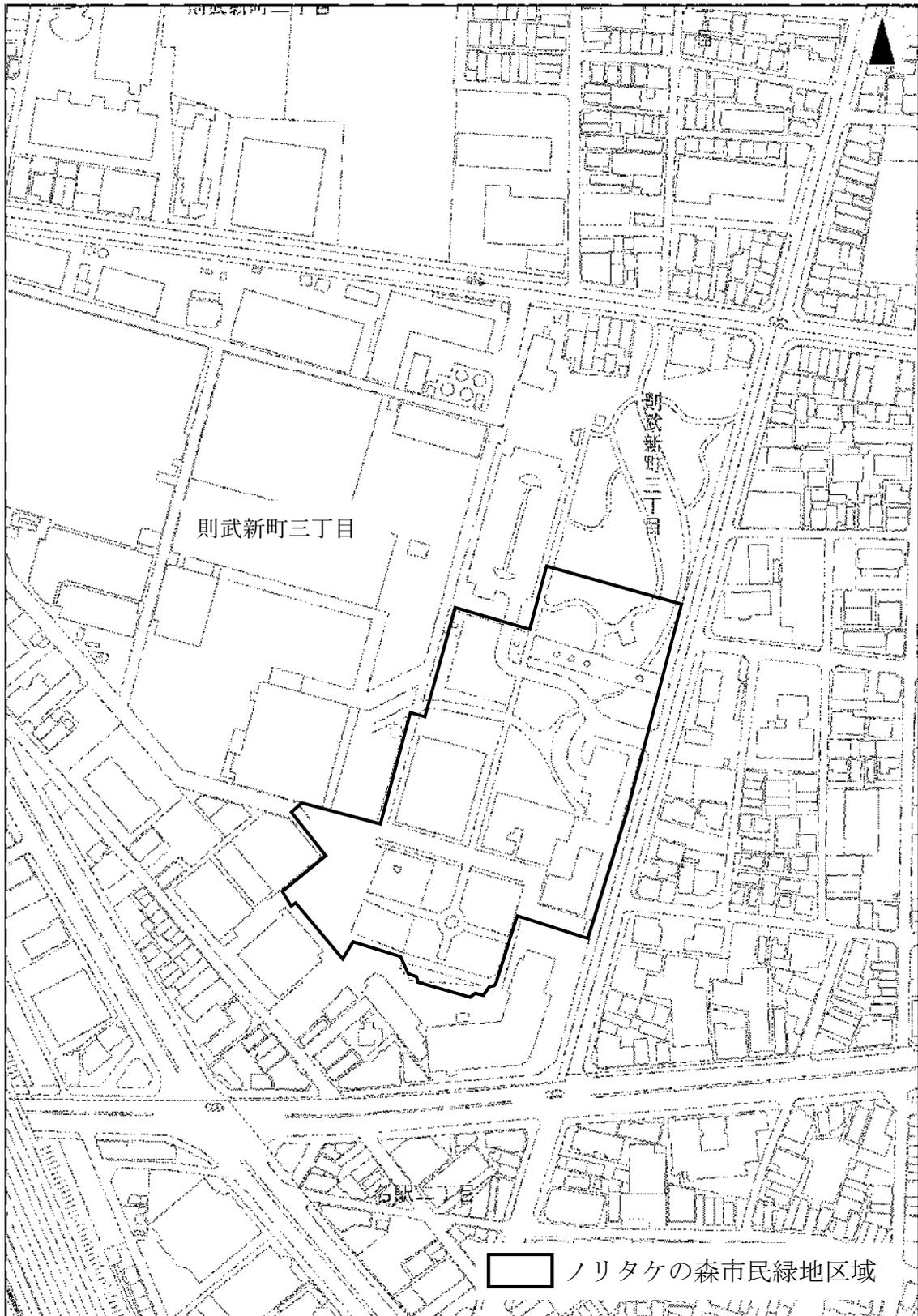
令和 5年12月12日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 認定事業者の名称
株式会社ノリタケカンパニーリミテド
- 2 市民緑地の名称
ノリタケの森
- 3 市民緑地の区域
別図のとおり
- 4 市民緑地の管理期間
平成30年12月13日から令和10年12月12日まで
- 5 整備する緑化施設等
噴水広場等（既存の緑化施設）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

別図



縮尺 1/2500

名古屋市告示第 613号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15条）第18条の 4第 2項及び名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和 5年12月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

令和 5年12月23日及び同月24日

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
展望塔	午前 9時から午後 9時 まで	午前 9時から午後 9時 30分まで
展望塔前駐車場（東山公園）（有料公園施設として供用する場合を除く。）	午後 5時から午後 9時 30分まで	午後 5時から午後10時 まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第614号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和5年12月6日日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和5年12月14日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 令和5年度名古屋市一般会計補正予算（第5号）
- 2 令和5年度名古屋市市場及びと畜場特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和5年度名古屋市一般会計補正予算（第6号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和5年度名古屋市一般会計補正予算(第5号)

令和5年度名古屋市一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加及び変更は、「第1表債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

1 追加分

事	項	期	間	限	度	額	千円
	地域経済活性化促進事業	令和6年度				9,127,000	
	国際会議場の改修工事	令和6年度から令和8年度まで				45,082,000	
	国際会議場整備事業者選定支援業務委託	令和6年度				25,000	

2 変更分

事	項	補		正		前		補		正		後	
		期	間	限	度	額	千円	期	間	限	度	額	千円
瑞穂公園陸上競技場等の整備及び瑞穂公園の運営 (令和2年第94号議決)		令和3年度から令和22年度まで				55,039,000		令和6年度から令和22年度まで				49,932,465	
国際会議場の整備・運営 (令和5年第1号議決)		令和6年度から令和28年度まで				53,200,000		—				—	

令和5年度名古屋市場及びと畜場特別会計補正予算（第1号）

令和5年度名古屋市場及びと畜場特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事	業	名	金	額	千円
1	卸	2	整	備	費		
	卸					本場水産卸棟床改修	45,000

令和5年度名古屋市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度名古屋市一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,262,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,450,862,209千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
9 国庫支出金		275,310,736	20,262,000	295,572,736
	2 補助金	61,247,018	20,262,000	81,509,018
歳 入	合 計	1,430,600,209	20,262,000	1,450,862,209

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 健康福祉費		405,034,583	19,937,000	424,971,583
	1 社会福祉費	129,117,360	19,937,000	149,054,360
4 子ども青少年費		182,832,488	325,000	183,157,488
	1 子ども青少年費	182,832,488	325,000	183,157,488
歳 出	合 計	1,430,600,209	20,262,000	1,450,862,209

名古屋市告示第 615号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 5年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定納付受託者の名称
トヨタファイナンシャルサービス株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
名古屋市西区牛島町 6番 1号
- 3 指定納付受託者に納入させる歳入
名古屋城観覧料
- 4 指定納付受託者に指定した日
令和 5年12月15日
- 5 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和 5年12月15日から令和 6年 2月15日まで

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課

名古屋市告示第 616号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
一般社団法人あいち足と歩行の会	名古屋市千種区井上町74番地	令和 5年 6月 1日
リベ大クリニック	名古屋市千種区井上町66番地	令和 5年10月 1日
ちぐさ内科クリニック覚王山	名古屋市千種区末盛通 1丁目17番地	令和 5年10月 1日
成田クリニック	名古屋市昭和区吹上町 2丁目15番地	令和 5年 9月 1日
滝の水こどもクリニック	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 402番地	令和 5年10月15日

片岡内科	名古屋市緑区鳥澄三丁目1713番地	令和 5年 9月 1日
鬼頭医院	名古屋市緑区桶狭間2015番地	令和 5年 9月 1日
あいおいやまの森 クリニック	名古屋市緑区相川二丁目 126番地	令和 5年10月 1日
元八事みみはなの どクリニック	名古屋市天白区元八事四丁目84番地	令和 5年10月 1日
明德クリニック	名古屋市名東区猪子石三丁目1214番 地の 1	令和 5年 8月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
訪問歯科あいち	名古屋市中川区高畑五丁目 129番地	令和 5年10月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
コスモス調剤薬局 愛知学院大学歯学 部附属病院前店	名古屋市千種区末盛通 2丁目11番地	令和 5年10月 1日
くすりゆび薬局葵 店	名古屋市東区葵一丁目25番 7号	令和 5年 7月 1日
ドラッグ・大松調 剤薬局	名古屋市東区大松町 8番26号	令和 5年10月 1日

ビー・アンド・デ ィー調剤薬局大野 木店	名古屋市西区市場木町 304番地	令和 5年10月 1日
さくらの木薬局	名古屋市瑞穂区中山町 1丁目19番地 の 4	令和 5年 9月 1日
スギ薬局南陽店	名古屋市港区七反野一丁目1109番地 の 1	令和 5年10月 1日
キョーワ薬局笠寺 店	名古屋市南区松城町 3丁目37番地	令和 5年 9月 1日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局滝の 水店	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 401番地	令和 5年 9月 1日
日本調剤相生山薬 局	名古屋市緑区相川二丁目 126番地	令和 5年 9月 1日

4 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
KAGARIBI 訪問看護ステーシ ョン	名古屋市西区八筋町 344番地の 1	令和 5年10月 1日
訪問看護ステーシ ョン煌煌名古屋	名古屋市西区枇杷島三丁目28番23号	令和 5年 9月 1日
名駅南訪問看護ス テーション	名古屋市中村区名駅五丁目38番17号	令和 5年 9月 1日
訪問看護ステーシ ョンIROHAN A名古屋	名古屋市中村区並木二丁目 148番地	令和 5年 9月 1日

訪問看護ステーションかなエール	名古屋市瑞穂区弥富通 3丁目54番地	令和 5年 7月 1日
訪問看護ステーションさんとぴあ	名古屋市南区天白町 1丁目15番地	令和 5年 8月29日
訪問看護のぞみ南	名古屋市南区堤町 1丁目48番地	令和 5年 9月 1日
メディカルケア名東訪問看護ステーション	名古屋市名東区大針三丁目 139番地の 1	令和 5年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 617号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	旧	オリーブ歯科クリニック
	新	オリーブ歯科こども歯科クリニック
所 在 地	名古屋市港区当知四丁目 201番地	
変 更 年 月 日	令和 5年 9月 1日	

医 療 機 関 名	旧	ありまつ歯科
	新	かえるデンタルクリニック
所 在 地	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 200番地	
変 更 年 月 日	令和 5年 9月 1日	

医 療 機 関 名	さかえ歯科医院	
所 在 地	旧	名古屋市名東区貴船二丁目 605番地

	新	名古屋市名東区社が丘三丁目1306番地
変 更 年 月 日		令和 5年 9月24日

医 療 機 関 名	にのみや歯科・矯正歯科	
所 在 地	旧	名古屋市天白区平針四丁目1607番地
	新	名古屋市天白区中平四丁目1812番地
変 更 年 月 日	令和 5年 9月26日	

2 薬局

医 療 機 関 名	旧	薬局サングリーン久方店
	新	プライム調剤薬局久方店
所 在 地	名古屋市天白区一つ山 5丁目36番地	
変 更 年 月 日	令和 5年10月 1日	

3 訪問看護

医 療 機 関 名	フレンズ訪問看護ステーション	
所 在 地	旧	名古屋市中川区花塚町 2丁目44番地
	新	名古屋市中川区中島新町三丁目2509番地
変 更 年 月 日	令和 5年 8月 1日	

医 療 機 関 名	訪問看護・リハビリステーションA I - R	
所 在 地	旧	名古屋市港区当知四丁目1904番地
	新	名古屋市港区当知三丁目3504番地
変 更 年 月 日	令和 5年 9月 1日	

医 療 機 関 名	訪問看護ステーションこもれび	
所 在 地	旧	名古屋市南区岩戸町17番21号
	新	名古屋市南区柵下町 2丁目 3番地
変 更 年 月 日	令和 5年10月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 618号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
神経内科渡辺クリニック	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	令和 5年10月 1日
成田クリニック	名古屋市昭和区吹上町 2丁目15番地	令和 5年 9月 1日
小串耳鼻咽喉科医院	名古屋市港区名港一丁目17番18号	令和 5年 7月31日
鬼頭医院	名古屋市緑区桶狭間2015番地	令和 5年 9月 1日
片岡内科	名古屋市緑区鳥澄三丁目1713番地	令和 5年 9月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
WIN訪問歯科	名古屋市西区香呑町 6丁目12番地	令和 5年10月 1日
杉山歯科	名古屋市緑区姥子山三丁目 912番地	令和 5年 9月 1日
島田橋歯科	名古屋市天白区元八事二丁目 110番地	令和 5年 9月15日

3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
新生堂薬品株式会社 社新生堂薬局	名古屋市西区又穂町 4丁目50番地	令和 5年 9月 1日
浅井薬局太閤店	名古屋市中村区太閤通 5丁目33番地の 1	令和 5年 8月 1日
調剤薬局メディカルサポート meikeki	名古屋市中村区名駅南一丁目17番28号	令和 5年10月 1日
しろくま調剤薬局 桜山店	名古屋市瑞穂区中山町 1丁目19番地の 4	令和 5年 9月 1日
東栄調剤薬局	名古屋市緑区潮見が丘二丁目 288番地	令和 5年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 619号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
愛医科歯科クリニック	名古屋市西区城町69番地	令和 5年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 620号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	旧	愛歯科クリニック
	新	愛医科歯科クリニック
所 在 地	名古屋市西区城町69番地	
変 更 年 月 日	令和 5年 7月20日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 621号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
林内科クリニック	名古屋市中村区名駅南一丁目17番28号	令和 5年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 622号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
山田 淳平（出張 専門）	名古屋市瑞穂区中山町 3丁目 1番地 の 2	令和 5年 8月26日
山田 淳平		

2 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

ひろ接骨院	名古屋市昭和区五軒家町 8番地の 6	令和 5年10月 2日
渡邊 浩充		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 623号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
上甲 友（出張専門）	名古屋市守山区苗代一丁目12番18号	令和 5年 4月25日
上甲 友		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
上甲 友（出張専門）	名古屋市守山区苗代一丁目12番18号	令和 5年 4月25日
上甲 友		
ツボイはりきゅう治療院	名古屋市名東区藤里町2206番地	令和 5年 9月 8日

坪井 良太		
-------	--	--

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
陽だまり整骨院	名古屋市昭和区檀溪通 3丁目14番地	令和 5年 9月12日
大野 嘉高		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 624号

財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3第 1項の規定に基づく名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）第 2条及び地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の 2第 1項の規定により、令和 5年 9月30日現在における財政事情及び公営企業の業務状況のあらましを次のとおり公表します。

令和 5年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市財政局財政部財政課

財政のあらまし

令和5年度上半期財政運営の状況

(1) 一般・特別会計歳入歳出予算の執行状況（令和5年9月30日現在）

（単位：百万円、％）

区分	予算現額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	支出率
一般会計	1,462,517	576,745	39.4	490,034	33.5
特別会計	1,018,631	264,722	26.0	294,150	28.9

(2) 公営企業会計（令和5年9月30日現在・収益的収支）

（単位：百万円、％）

区分	収入			支出		
	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率
水道事業会計	54,204	25,070	46.3	55,652	21,738	39.1
工業用水道事業会計	1,053	529	50.2	1,082	461	42.6
下水道事業会計	80,963	38,952	48.1	82,863	35,357	42.7
自動車運送事業会計	25,741	12,463	48.4	27,259	10,282	37.7
高速度鉄道事業会計	88,264	43,675	49.5	84,566	29,880	35.3
計	250,225	120,689	48.2	251,422	97,718	38.9

(3) 財産、公債及び一時借入金の状況（令和5年9月30日現在）

市有財産の現在高（公営企業分を除く）

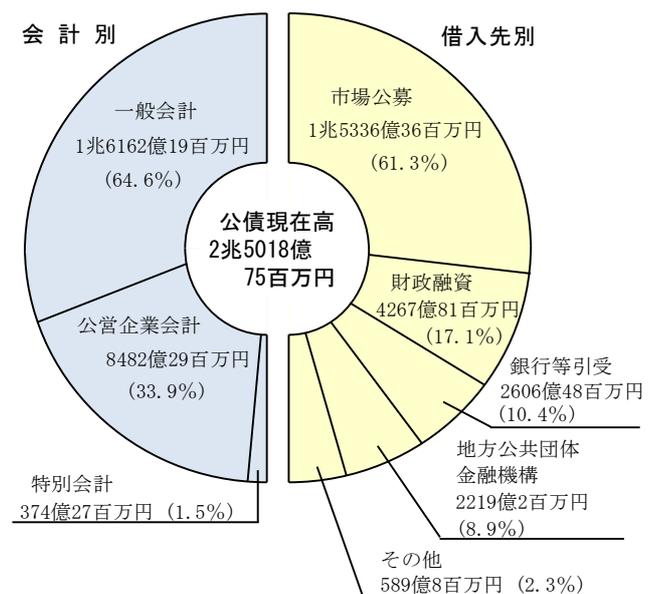
区分	現在高
公有財産	土地 88,079千㎡
	建物 10,200千㎡
	その他 出資による権利 283,995百万円等
物品	7,512点
債権	88,406百万円
基金	379,305百万円

一時借入金の状況

（単位：百万円）

区分	借入限度額	現在高
一般会計	100,000	—
水道事業会計	2,400	—
工業用水道事業会計	100	—
下水道事業会計	3,900	—
自動車運送事業会計	9,000	—
高速度鉄道事業会計	35,000	14,900

公債の現在高



※会計間及び基金の資金運用を含む

令和4年度一般会計決算の概要

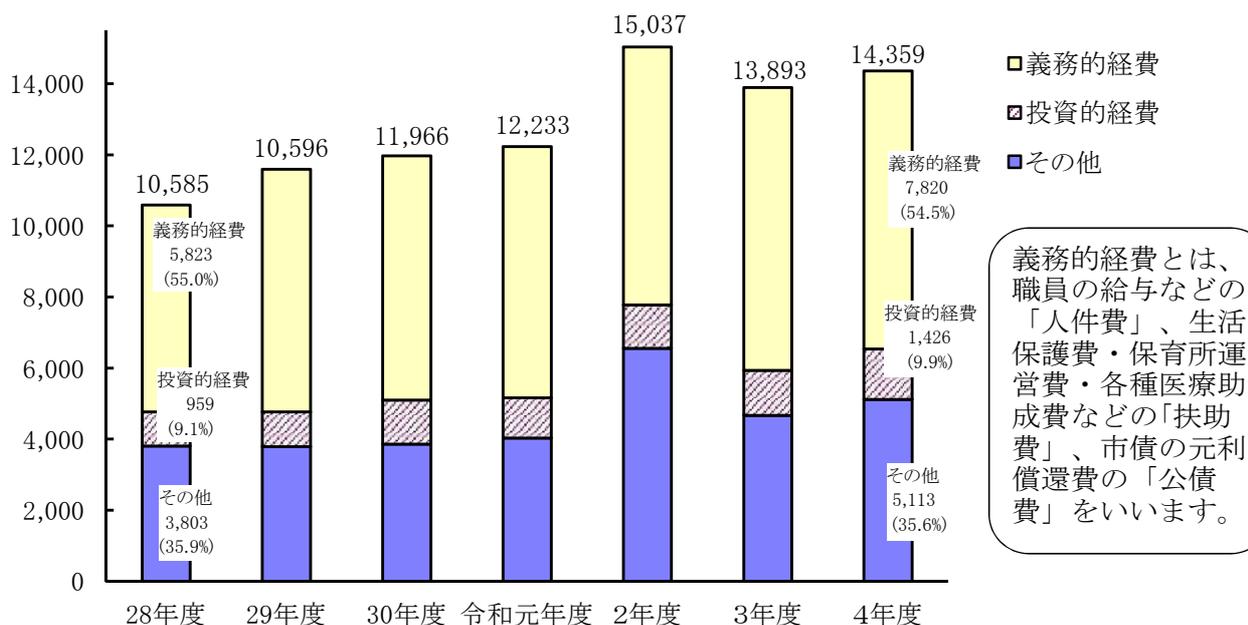
(単位：億円)

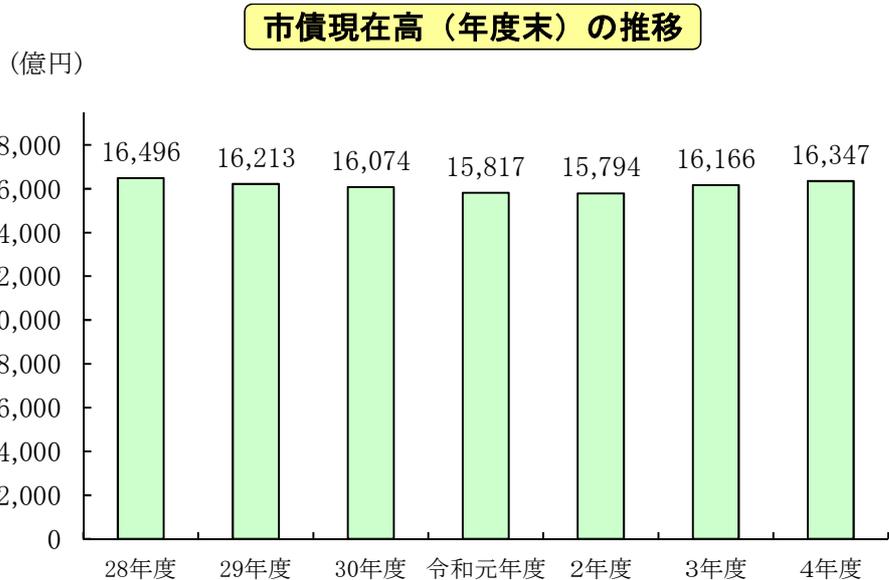
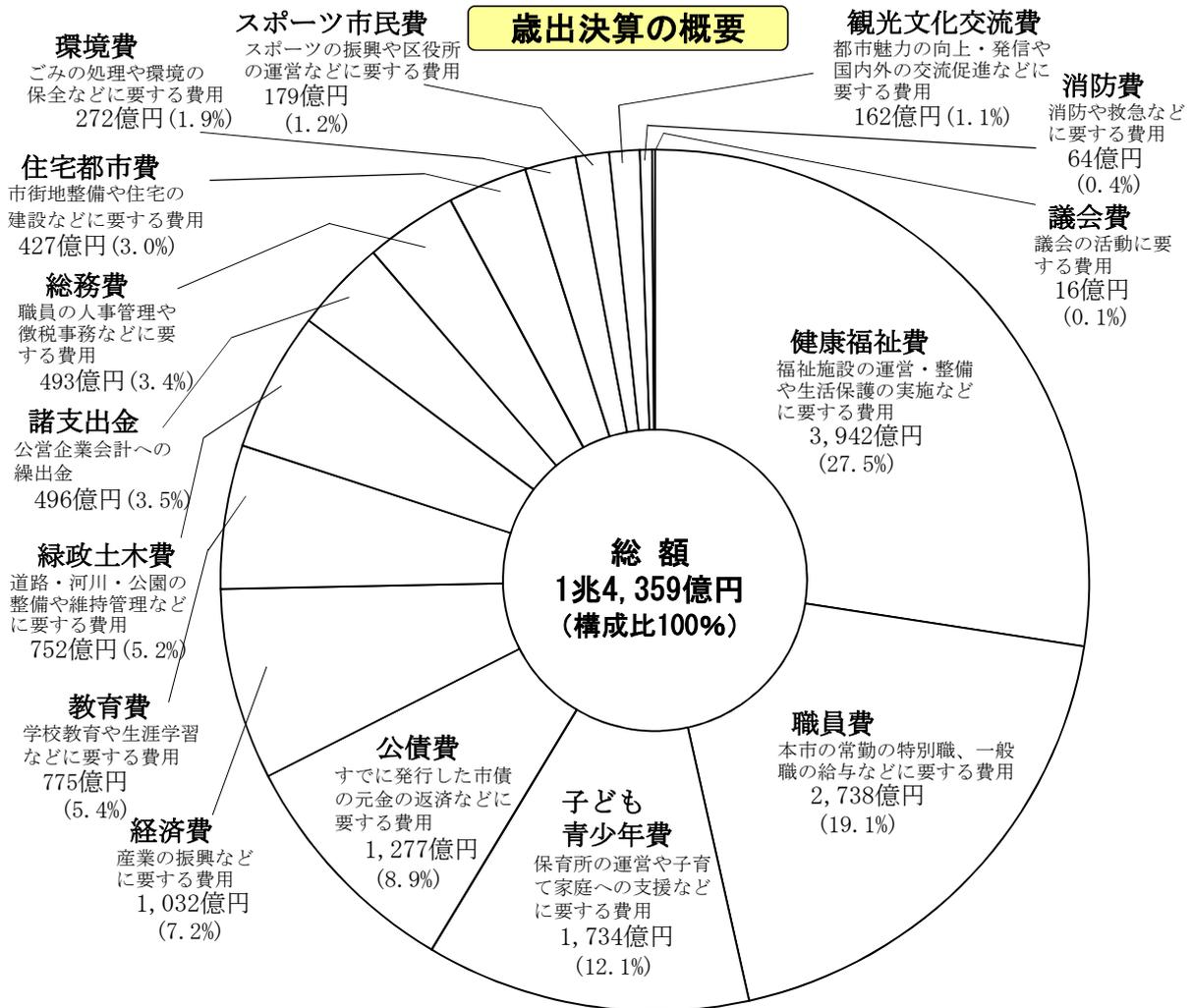
収 入	支 出
市税 6,095	人件費 2,714
地方譲与税・県税交付金 1,017	扶助費 3,834
地方交付税 129	公債費 1,272
市債 1,096	投資的経費 1,426
うち臨時財政対策債 111	物件費 1,523
国・県支出金 3,828	補助費等 1,277
諸収入 1,303	貸付金 887
使用料及び手数料 392	繰出金 840
繰越金 123	その他 586
その他 526	支出計 (1) 14,359
収入計 14,509	翌年度繰越事業充当財源(2) 66
	実質収支 (3) 84
	総計 (1)+(2)+(3) 14,509

令和4年度の決算は、市税収入が6,095億円となり、収入の総額が1兆4,509億円、支出の総額が1兆4,359億円となりました。翌年度への繰越財源を除いた実質収支は84億円となっています。

性質別歳出の推移

(億円)





市の借金にあたる市債の現在高は、令和4年度末では一般会計で1兆6,347億円となり前年度に対して181億円の増となりました。市民1人当たりによると71万円（令和4年度末住民基本台帳登録人口2,289,324人）となっています。

統一的な基準による財務書類（一般会計等）

(1) 貸借対照表

貸借対照表は、基準日時点における資産・負債・純資産の状況を示したものです。

令和4年度

(令和5年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	3,727,245	固定負債	1,732,289
有形固定資産	2,988,367	地方債	1,526,423
事業用資産	1,215,874	長期未払金	24,844
土地	606,359	退職手当引当金	179,150
立木竹	77	損失補償等引当金	-
建物	1,790,739	その他	1,871
建物減価償却累計額	△1,208,263	流動負債	160,774
工作物	107,462	1年内償還予定地方債	125,562
工作物減価償却累計額	△83,783	未払金	1,814
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	39	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	△38	賞与等引当金	19,918
航空機	2,466	預り金	12,795
航空機減価償却累計額	△2,466	その他	684
その他	-		
その他減価償却累計額	-	負債合計	1,893,062
建設仮勘定	3,283	【純資産の部】	
インフラ資産	1,751,463	固定資産等形成分	3,822,514
土地	1,356,756	余剰分（不足分）	△1,860,204
建物	69,541		
建物減価償却累計額	△42,057		
工作物	1,423,982		
工作物減価償却累計額	△1,079,089		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	22,330		
物品	49,107		
物品減価償却累計額	△28,077		
無形固定資産	8,230		
ソフトウェア	3,787		
その他	4,443		
投資その他の資産	730,648		
投資及び出資金	689,704		
有価証券	51,142		
出資金	638,563		
その他	-		
投資損失引当金	△350,717		
長期延滞債権	4,837		
長期貸付金	78,717		
基金	298,240		
減債基金	238,083		
その他	60,157		
その他	10,441		
徴収不能引当金	△574		
流動資産	128,127		
現金預金	28,652		
未収金	4,432		
短期貸付金	25,063		
基金	70,206		
財政調整基金	37,699		
減債基金	32,507		
棚卸資産	-		
その他	14		
徴収不能引当金	△240		
資産合計	3,855,372	負債及び純資産合計	3,855,372

※ 基準日は会計年度末（3月31日）とし、出納閉鎖日（翌年度の5月31日）までに現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている

※ 表示単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合がある

(2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、一会計期間中の経常的な行政サービスに要した費用等を示したものです。

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

科 目	金 額 (百万円)	経常費用の構成比率	市民1人当たりの額
		(%)	(千円)
経常費用	1,221,114	100.0	533.4
業務費用	608,048	49.9	265.6
人件費	273,706	22.4	119.6
職員給与費	217,890	17.8	95.2
賞与等引当金繰入額	19,918	1.6	8.7
退職手当引当金繰入額	16,052	1.3	7.0
その他	19,846	1.7	8.7
物件費等	312,287	25.6	136.4
物件費	193,715	15.9	84.6
維持補修費	59,229	4.9	25.9
減価償却費	59,342	4.8	25.9
その他	-	-	-
その他の業務費用	22,055	1.9	9.6
支払利息	13,629	1.1	6.0
徴収不能引当金繰入額	385	0.0	0.2
その他	8,041	0.8	3.5
移転費用	613,066	50.1	267.8
補助金等	160,452	13.1	70.1
社会保障給付	347,795	28.6	151.9
他会計への繰出金	101,905	8.2	44.5
その他	2,914	0.2	1.3
経常収益	81,413		
使用料及び手数料	39,450		
その他	41,963		
純経常行政コスト	1,139,701		
臨時損失	8,376		
災害復旧事業費	-		
資産除売却損	6,637		
投資損失引当金繰入額	1,713		
損失補償等引当金繰入額	-		
その他	26		
臨時利益	29,724		
資産売却益	27,464		
その他	2,261		
純行政コスト	1,118,352		

※基準日は会計年度末（3月31日）とし、出納閉鎖日（翌年度の5月31日）までに現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている

※市民1人当たりの額は、令和4年度末時点の人口（2,289,324人）により算出

※表示単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合がある

(3) 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、一会計期間中の純資産の変動内容を示したものです。

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	合計	固定資産等形成分	
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高	1,910,701	3,747,736	△1,837,035
純行政コスト(△)	△1,118,352		△1,118,352
財源	1,136,574		1,136,574
税金等	753,713		753,713
国県等補助金	382,861		382,861
本年度差額	18,222		18,222
固定資産等の変動(内部変動)		41,391	△41,391
有形固定資産等の増加		44,951	△44,951
有形固定資産等の減少		△55,534	55,534
貸付金・基金等の増加		173,256	△173,256
貸付金・基金等の減少		△121,282	121,282
資産評価差額	△3	△3	
無償所管換等	33,390	33,390	
その他	-	-	-
本年度純資産変動額	51,609	74,778	△23,169
本年度末純資産残高	1,962,310	3,822,514	△1,860,204

※ 基準日は会計年度末(3月31日)とし、出納閉鎖日(翌年度の5月31日)までに現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている

※ 表示単位未満四捨五入のため合計が一致しない場合がある

(4) 資金収支計算書

資金収支計算書は、一会計期間中の現金の流れを「業務」「投資」「財務」に分類して示したものです。

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【業務活動収支】		【投資活動収支】	
業務支出	1,154,441	投資活動支出	218,166
業務費用支出	541,375	公共施設等整備費支出	44,951
人件費支出	275,903	基金積立金支出	81,353
物件費等支出	244,368	投資及び出資金支出	2,567
支払利息支出	13,629	貸付金支出	22,515
その他の支出	7,475	その他の支出	66,780
移転費用支出	613,066	投資活動収入	159,334
補助金等支出	160,452	国県等補助金収入	22,244
社会保障給付支出	347,795	基金取崩収入	26,971
他会計への繰出支出	101,905	貸付金元金回収収入	25,454
その他の支出	2,914	資産売却収入	16,357
業務収入	1,195,380	その他の収入	68,308
(注) 税金等収入	753,090	投資活動収支	△58,832
国県等補助金収入	360,617	【財務活動収支】	
使用料及び手数料収入	39,448	財務活動支出	142,331
その他の収入	42,226	地方債償還支出	140,879
臨時支出	-	その他の支出	1,452
災害復旧事業費支出	-	財務活動収入	157,991
その他の支出	-	地方債発行収入	157,991
臨時収入	-	その他の収入	-
業務活動収支	40,939	財務活動収支	15,660
		本年度資金収支額	△2,233
		前年度末資金残高	18,090
		本年度末資金残高	15,857

前年度末歳計外現金残高	14,128
本年度歳計外現金増減額	△1,332
本年度末歳計外現金残高	12,795
本年度末現金預金残高	28,652

※ 基準日は会計年度末(3月31日)とし、出納閉鎖日(翌年度の5月31日)までに現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率及び資金不足比率

区分	算定内容	令和4年度比率	令和3年度比率	令和2年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—※	—	—	11.25%	20%
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	—	—	16.25%	30%
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	一般会計等が負担する元利償還金及び元利償還金に準ずる経費の標準財政規模に対する比率	6.8%	7.2%	7.9%	25%	35%
将来負担比率	地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	88.6%	94.2%	104.4%	400%	/
資金不足比率	会計ごとの事業規模（料金収入）に対する資金不足額の割合					
	市場及びと畜場特別会計	—	—	—	経営健全化基準 20%	
	名古屋城天守閣特別会計	—	—	—		
	市街地再開発事業特別会計	—	—	—		
	病院事業会計	—	—	—		
	水道事業会計	—	—	—		
	工業用水道事業会計	—	—	—		
	下水道事業会計	—	—	—		
	自動車運送事業会計	—	—	—		
	高速度鉄道事業会計	—	—	—		

※ 「—」は赤字額・資金不足額が発生していないことを示しています。

財政のあらまし
 令和5年12月発行
 令和5年度上半期財政運営の状況
 令和4年度一般会計決算の概要
 統一的な基準による財務書類（一般会計等）
 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
 編集 名古屋市財政局財政部財政課
 発行 名古屋市

名古屋市達第34号

スポーツ市民局

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月12日

名古屋市長 河村 たかし

別表第2 スポーツ市民局主管課長の項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

3	空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項による指導に関すること。
---	--------------------------------------

附 則

この達は、令和5年12月13日から施行する。

名古屋市達第35号

スポーツ市民局
健康福祉局
区役所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月12日

名古屋市長 河村 たかし

別表第2 地域力推進室長の項を次のように改める。

地域力推進 室長	1	空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項による指導に関すること。
	2	空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項による助言及び指導に関すること。

別表第4 保健センター所長の項第21号中「及び第3条の3」を「から第3条の4までの規定」に改める。

附 則

この達は、令和5年12月13日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和5年12月13日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木典行

名古屋市人事委員会規則第13号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規
則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会
規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「又は」を「、」に、「世話」を「当該子の世話又は在籍す
る学校等の臨時休業等に伴い必要となる当該子の世話」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 5年12月14日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1599号	(株)ナガイ エンジニアリング	長井 健二	名古屋市港区甚兵衛 通 4丁目40番地の 2	令和 5年11月15日
第1600号	(株)アール サポート	続木 裕也	名古屋市東区東桜二 丁目13番 9号	令和 5年11月15日
第1601号	アイワメ ンテナンス	横田 涉	愛知県日進市竹の山 二丁目 323番地 n o c e 302	令和 5年11月15日
第1602号	市川設備	市川 大輔	三重県桑名市多度町 多度二丁目15番地 3	令和 5年11月15日
第1603号	シナネン アクション (株)	中込 太郎	東京都新宿区新宿四 丁目 3番17号	令和 5年11月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 5年12月14日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1399号	株ガスシステム	坂東 将平	名古屋市昭和区川原通 6丁目 3番地の 1	令和 5年11月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和5年12月14日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1603号	シナネン アクシア (株)	中込 太郎	東京都新宿区新宿四 丁目 3番17号	令和5年11月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和5年12月14日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1018号	ジャパン ベストレ スキュー システム （株）	榑原 暢宏	名古屋市中区錦一丁 目10番20号	令和5年10月10日
第1399号	（株）ガスシ ステム	坂東 将平	名古屋市昭和区川原 通6丁目3番地の1	令和5年11月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

特定空家等の措置に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第 127号。以下「法」という。）第 2条第 2項に規定する特定空家等について、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を命ぜられるべき者（以下「命令対象者」という。）のうちの一部を確知できないため、法第22条第10項の規定により、次のように公告する。

令和 5年12月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 特定空家等の概要

- (1) 所在等 名古屋市千種区月ヶ丘 3丁目 121番地
- (2) 種類 居宅
- (3) 構造 木造瓦ぶき平家建
- (4) 延床面積 34.54平方メートル

2 命令対象者が行うべき措置

建築物の除却

建築物内残置物の搬出及び適正処理

3 措置期限

令和 6年 1月 5日（金）

期限までに措置が行われない場合は、名古屋市長又はその命じた者若しくは委任した者が、命令対象者の負担において、当該建築物を除却する。

当該建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等（以下「動産等」という。）については、市長が相当の価値があると認めるものを除き、撤去又は処分する。

当該措置に要した費用は、法第22条第12項の規定により、命令対象者より徴収する。

動産等について所有権その他の権利を主張する者は、措置期限までに当該動産等を搬出すること。

4 問合せ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課地域コミュニティ係

電話 052-972-3126

名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 5年12月15日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

1 開催日時

令和 5年12月20日（水）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第93号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第94号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第95号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第96号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第97号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第98号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

第99号議案 農用地利用集積計画の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課